

産業建設委員会会議録

=====
日時 令和3年12月13日（月曜日）
午前10時開会 午前11時18分閉会
場所 第1委員会室

日程

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議・説明事項

- (1) 議案第60号 土浦市手数料条例の一部改正について
- (2) 議案第62号 土浦市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第68号 令和3年度土浦市下水道事業会計補正予算（第1回）
- (4) 議案第69号 令和3年度土浦市水道事業会計補正予算（第1回）
- (5) 議案第73号 公の施設の区域外設置に関する協議について

4 報告事項

- (1) 入札案件について
- (2) 工事発注状況報告について

5 その他

- (1) 第4期土浦ブランド認定品の募集について（農林水産課）

6 閉会

出席委員（8名）

委員長 平石 勝司
副委員長 柏村 忠志
委員 内田 卓男
委員 寺内 充
委員 矢口 清
委員 柳澤 明
委員 小坂 博
委員 勝田 達也

説明のため出席した者（15名）

副市長	栗原 正夫	産業経済部長	佐藤 亨
都市政策部長	船沢 一郎	建設部長	岡田 美徳
商工観光課長	羽成 健之	農林水産課長	黒須 清一
都市計画課長	飯泉 貴史	都市整備課長	平井 康裕
建築指導課長	櫻井 良哉	道路管理課長	浅岡 武徳
道路建設課長	草間 正志	住宅営繕課長	大貫三千夫
下水道課長	滝田 昌暁	水道課長	和田 利昭
農業委員会事務局長	羽成 信明		

傍聴者 0名

事務局職員出席者 松本 裕司

○平石委員長 では、協議事項にまいります。議案第60号土浦市手数料条例の一部改正について執行部より説明願います。

○櫻井建築指導課長 議案第60号土浦市手数料条例の一部改正について説明させていただきます。土浦市手数料条例の一部改正（案）については、長期優良住宅の復旧の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律が一部改正され、住棟認定の導入・認定手続の合理化、容積率の特例が適用されることになったため、土浦市手数料条例の一部改正を行うものであります。条例改正の概要について御説明させていただきます。共同住宅について、区分所有者が認定を受ける仕組みから管理組合が一括して認定を受ける仕組みに変更されること、住宅性能評価を行う民間確認機関が住宅性能評価と長期優良住宅の基準の確認を合わせて実施できることになること、認定長期優良住宅建築等に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請の手数料の追加でございます。建築基準法に基づく道路のうち、位置指定道路の図面の写しは交付しておりましたが、建築基準法以前の道路幅員が4メートル以上、道路幅員が1.84メートル以上4メートル未満の私道路についても図面の写しは交付できるようにするため、手数料の追加を行うものであります。資料の3ページから19ページまでが改正文になります。建築指導課からの説明は、以上となります。よろしく願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

（「なし」との声あり）

○平石委員長 では、お諮りします。議案第60号土浦市手数料条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○平石委員長 御異議なしと認め、原案どおり決することといたします。つづいて、議案第62号土浦市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部改正について、執行部から説明願います。

○櫻井建築指導課長 議案第62号土浦市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部改正について説明させていただきます。土浦市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部改正(案)については、令和2年6月の法改正により、頻発・激甚化する自然災害に対応するための災害ハザードエリアにおける開発抑制の見直しを目的とした都市計画法改正及び区域指定制度に関する条例の一部を改正するものであります。条例改正の概要といたしましては、条例区域の明確化と災害ハザードエリアにおける開発許可への対応と、建築対象用途については、現行の自己用専用住宅から非自己用住宅を含めた許可対象用途に変更することと類似する他の許可基準がある自己用兼用住宅及び自己用小規模店舗については用途から削除すること及び区域指定以外の立地基準の文言整理等でございます。資料の23ページから24ページが改正文であります。建築指導課からの説明は、以上となります。よろしくお願いたします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○内田委員 この条例については、可としますけれど、土浦市においてこの条例は制限する条例ですよね。水害等についての意味からして、建てにくくなるような。ただ、土浦全体で考えた時に、リーズナブルで優良なところを積極的にやっついていかないと、コンパクトシティどころか、ミニシティになってしまうのではないかと、私は常々思っているんですよ。この条例ができる前から思っていたんです。ただ、皆さんはお勉強ができる方ばかりだから、法律が、県が、ということで一歩も踏み出してこなかった。ここはやっぱり色を変えていくということに必死になる姿を、例えばつくばだって調整道路区域について、条例で土浦が超えていないところをやっているじゃないですか。土浦市は、上位に対して行儀がよすぎるんですよ。こういう、災害についてこうだというのはやむを得ないことだと思う。こないだ、日立建機で2,000人から人が来るって話をしてくれましたね。この人口の受入れをどうするかと、必死に考えないとミニシティになってしまう気がして、し

ようがないのです。副市長， どうでしょう。

○栗原副市長 災害ハザードエリアにつきましては，委員の御指摘のとおり，全国的に開発抑制の観点から見直しをした条例改正になりますが，一方で，自己用の戸建て専用住宅に限り許可対象としていたものを，一定の計画的な非自己用の戸建て住宅も対象としています。ハザードエリアをしっかりと守ることと，開発できるところは計画的に優良な住宅地に誘導していくことも重要でございます。バランスを取ったまちづくりにつなげていく方向で進めてまいりますので，御理解いただければと思います。

○内田委員 いや，副市長ね。そういう答弁が当然だと思うんです。ただ，もっと踏み込んでみては。安藤市長になってから，インターチェンジ周辺，6号バイパスの沿線とかをやろうとしている。そういうのは，素晴らしいことだと思います。そうではなくて，住宅。要は4メートル道路のところの今の若い者が銀行から借りられる人は，家を建てないと俺はよく言っているんですよ。いわゆる優良な，リーズナブルな宅地というのは5，6メートルの道路がないと。つくば，ひたち野うしくへ若い人が行ってしまうのを，ものすごく危惧しているわけですよ。これをね，副市長に何とかお願いできないものだろうか。思い切った政策をやってもらいたいと，強く思っています。私は専門家ではないから，アバウトな話しかできないのが非常に残念だけれど，このままだと本当にミニシティになってしまうよということを，本当に心配しているんですよ。県も現状を理解していると思うし，土浦は何もやらないと思われたら損じゃないですか。県も協力してくれるのではないかな。

○栗原副市長 もちろん業務用につきましては，インター周辺を主に立地の促進を図っております。一方で住宅については調整区域においても建てられる条件もありますので，今後，良好な住宅になるように誘導していくことは大切な観点だと思います。茨城県も，良好なまちづくりにつなげていくという観点では協力していただければと思いますので，引き続き連携をきちんと取って進めてまいりたいと思います。

○内田委員 最後です。現場の職員とは，よく話すんだけど，やっぱり県がこうだから，国がこうだからということで，話が進まないんですよ。やればやったで，環境は変わってくるはずですから，インターチェンジ周辺を開発すると，雇用が生まれる。雇用が生まれる。こういうことは，合わせてやらないと。孫，子にばかにされるようなことにならないよう，よろしくお願いします。以上です，長くなりすみません。

○勝田委員 関連ですが，何点か教えてください。まず，居住用の建物を建

てられるとなると、調整区域か市街化区域かと、用途地域が重要になってくると思いますが、これらのバランスは、市が方針を決めれば、独自に定められるものなのではないでしょうか。それとも県から指示があるのでしょうか。

○栗原副市長 大きな枠組みについての御質問かと思えます。都市計画の中で、基となる線引きは、県が実施することとなっています。これは、仕組みが整っておりまして、人口推計によりますので、市の裁量という形には、なっていないものです。

○勝田委員 見直しは、県が随時行うものなのですか。例えば、神立地域で市街化を調整に繰り込んでくださいというようなことが、バブルの前にありまして、非常に稀有だけれども認めたというようなことがあったと思うのですが。つまり、制度が確立されていて、定期的に県が見直していくしかないのか、あるいは市の申出があれば、検討のテーブルに乗ることがあるのか。それと、現実的に今の土浦の状況で、市街化を増やしてほしいことに、道筋があるのかどうか。

○栗原副市長 まず、調整区域において業務用のものについては、拡充の余地があるかと思えます。住宅を目的としたものについては、先ほど申し上げたとおりです。ただ、地元、基礎自治体のコミュニケーションの中で進んでいきますので、市が全く承知しない形で進むものではありません。そして、具体的に可能性はということでは、人口でございまして、長期的であるものの傾向が変わってくることはあるかと思えますが、現状では、中長期的な見通しでは、人口は減少していきますので、市街化区域を住宅目的で拡充していくというのは、非常に厳しい状況にあると考えます。

○勝田委員 ありがとうございます。ただ、人口が増えていないのにアパートの建設は非常に多い。戸建ても、業者は建てる売り切るしかないですから、実際、売れているわけです。住宅産業が不況だという話は、私は業界では聞きません。アパートなどは投資ですから、それがあかないかで、地域のお金の循環が異なってきます。ですから、日本全体の人口が減少だからインフラは増やさないという基本的な考え方については、自治体の差で、うちは違いますよというのも面白いと感じています。専門家の皆様にお知恵をお借りしないといけません。必ずしも人口が減ったからといって住宅への投資が減っているわけではないという現実もありますので、それをいかに地域の人口増加と活性化あるいは地域の資産家の方が投資をする先としても、土浦市内で投資をしていただけるような環境を整えていくという意味で、様々な検討をいただければというふうに思います。今回は調整の緩和なので、私

は賛成なのですが、道路要件が厳しくて、要件に合致する調整区域がそもそもどれだけあるかとなると、そんなにないんですね。その辺りの兼合いですね。行政側からのまちづくりとは違うのかも知れませんが、住宅業界とか建設業界からも、投資家にとっても、それはありだと思います。

○内田委員 副市長，国や県では，人口が増えなければ新たな調整区域へ踏み出さない。これは常識ですよ。でもね，土浦みたいな地方都市は住宅の入れ替わりをやっているだけなんです。不動産屋に聴くと，土浦に土地がなくて，あるとすぐに売れちゃうんだよと。ところが，国が言っているからといって，新しいものを提供しなくては人口は増えません。農道みたいな道路に住む人いませんよ。ですから，茨城県の言うようにやっていると，ミニシティになっちゃうよというのは，そういうわけなんです。私は思うんですよ。皆さんの娘や息子だって，立派な道路に戸建てで住んでるはずですよ。土浦にそういう環境は，数える程度しかないでしょう。真剣に考えてほしい。私の意見だけれども，どうでしょう。

○栗原副市長 新しい住宅には二つの側面があって，一つは建替え需要で，もう一つは，今御意見がありましたエリアの中での移転があります。そういった中で，広い道というのも含めて，より優良な住宅環境を求めて人は移動しますので，土浦の長所をよく整理して比較優位になるように良好な住宅が形成されるように，様々な施策を行っていきたいと思います。

○平石委員長 では，お諮りします。議案第62号土浦市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部改正については，原案どおり決することに，御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○平石委員長 御異議なしと認めます。よって議案第62号は，原案どおり決しました。つぎに，議案第68号令和3年度土浦市下水道事業会計補正予算（第1回）について，執行部より説明願います。

○滝田下水道課長 下水道課でございます。議案第68号令和3年度土浦市下水道事業会計補正予算（第1回）でございます。はじめに，補正内容4点についてご説明させていただきます。1点目は，東筑波新治工業団地ポンプ場整備事業の減額及び工期延長をお願いするものでございます。2点目は，人事異動などに伴う人件費の減額をお願いするものでございます。3点目は，流域下水道への維持管理負担金の増額をお願いするものでございます。4点目は，下水道促進コンクールの中止に伴う減額をお願いするものでございます。94ページをお願いいたします。こちらは，東筑波新治工業団地ポンプ

場整備事業の継続費の延長をお願いするもので、補正前は令和元年度から令和3年度の3か年でしたが、期間を令和4年度までに延長するものでございます。また、事業費でございますが、総額については変更ありませんが、年割額を変更し、令和3年度分を減額して同額を令和4年度に振り替えるものでございます。97ページをお願いいたします。こちらは、下水道事業会計の補正予算に係る事項別明細書で、収益的収入及び支出の一覧でございます。上側の収入につきましては、2項営業外収益3目他会計補助金に一般会計からの補助金を繰り入れるものでございます。つづきまして、下側の表の支出でございますが、1項営業費用の5目総係費は、職員の給料・手当など、人件費の減額でございます。つづいて、6目の流域下水道維持管理費は、下水処理の流量の増加によります維持負担金の増額でございます。つづいて、7目の水洗化普及費は、下水道促進コンクールの中止に伴う開催経費の減額でございます。98ページをお願いいたします。こちらは、資本的収入及び支出の事項別明細書でございます。上側の表の資本的収入における1目企業債は、公共下水道事業債でございます。東筑波新治工業団地ポンプ場整備事業の減額に伴い企業債の借入れをなくしたものでございます。資本的支出における1項建設改良費の1目、管渠費の補正につきまして、1節から7節までが人事異動などに伴う人件費の補正でございます。つづいて、2目のポンプ場費は、東筑波新治工業団地ポンプ場整備に係る委託料及び工事費の減額でございます。なお、99ページから101ページは、給与費明細の資料で、102ページが東筑波新治工業団地ポンプ場の事業の進行状況で、103ページは企業債の過去2年分の現在高及び今年度末の現在高見込額となっておりますので、御確認の程、よろしくをお願いいたします。下水道課の説明は、以上でございますので、よろしくお願ひします。

○平石委員長 ただ今の件について、質問等ありますか。

（「なし」との声あり）

○平石委員長 では、お諮りします。議案第68号令和3年度土浦市下水道事業会計補正予算（第1回）は、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

（「なし」との声あり）

○平石委員長 御異議なしと認めます。よって議案第68号は、原案どおり決しました。つぎに、議案第69号令和3年度土浦市水道事業会計補正予算（第1回）について、執行部より説明願ひます。

○和田水道課長 令和3年度土浦市水道事業会計補正予算（第1回）でござ

います。補正の内容につきましては、人事異動に伴う人件費の補正でございます。水道事業会計における収益的支出の減及び資本的支出の増により、105ページに記載のとおり、当初予算における職員給与費から補正増減の合計、844万円を減額し、事業支出の総額を46億2,234万1,000円とするものでございます。107ページをお願いします。このページは、水道事業会計の補正予算に係る事項別明細書でございます。はじめに、107ページは収益的支出の一覧でございますが、1目の原水及び受水費から5目の総係費に割り当てられた職員数に係る人件費のそれぞれにつきまして、補正するものでございます。資本的支出の1目の配水設備費は、水道管の新設や更新など、施設構築に係る職員人件費の補正でございます。なお、109ページから111ページは、給与費明細の算出資料となっておりますので、御確認よろしくお願いいたします。水道課は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平石委員長 ただ今の件について、質問等ありますか。

（「なし」との声あり）

○平石委員長 では、お諮りします。議案第69号令和3年度土浦市水道事業会計補正予算（第1回）は、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

（「なし」との声あり）

○平石委員長 御異議なしと認めます。よって議案第69号は、原案どおり決しました。つぎに、議案第73号公の施設の区域外設置に関する協議について、執行部より説明願います。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。議案第73号公の施設の区域外設置に関する協議について、御説明いたします。今回の案件は、かすみがうら市との行政界におきまして、土浦市が市道I級42号線で通称田村沖宿線延伸道路を整備する際、土浦市道の区域が行政界を超えてかすみがうら市に設置することが必要となりますが、かすみがうら市に属する土地を土浦市道の区域に含めるため、地方自治法第244条の3第1項の規定に基づき、土浦市道の区域外設置に関する協議の申出をかすみがうら市に行ったことから、議案として提出するものでございます。つづきまして、取り交わす協議書の案でございます。主な内容としましては、1施設の名称としまして、土浦市道I級42号線の設置の場所としましては、記載のとおりでございます。また、経費の負担につきましてですが、道路施設の設置に必要な経費につきましては、かすみがうら市との協議の結果、両市で負担することとなり、そ

の負担割合につきましては、田村沖宿線延伸道路整備事業のⅡ期事業区間約900メートルにおきまして、各々の行政区域面積によりあん分した割合として、土浦市が74パーセント、かすみがうら市が26パーセントをそれぞれ負担することとしたものでございます。つづきまして、117ページをお願いいたします。こちらが位置図でございます。図面の上側が北方向でございます。場所につきましては、神立駅から東側に600メートルほど、土浦市神立東一丁目と、かすみがうら市宍倉の間でございます。土浦市道Ⅰ級42号線につきましては、田村沖宿線延伸道路整備事業としてのⅡ期整備区間の約900メートルのうち、こちらの北側の一部区間の約385メートルが土浦市と、かすみがうら市の行政界に沿って存在しております。この部分を整備する際、繰返しになりますが、かすみがうら市に属する土地を土浦市道の区域に含める必要があり、先ほど御説明いたしました協議書を取り交わすため、議会の議決をお願いするものでございます。なお、これに伴います行政界の変更はございません。説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○平石委員長 ただ今の件について、質問等ありますか。

（「なし」との声あり）

○平石委員長 では、お諮りします。議案第73号公の施設の区域外設置に関する協議については、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

（「なし」との声あり）

○平石委員長 御異議なしと認めます。よって議案第73号は、原案どおり決しました。以上で、当委員会に付託された議案の審査については終了いたしました。つぎに、報告事項です。（1）入札案件について執行部から順次、説明をお願いします。

○平井都市整備課長 都市整備課でございます。入札案件について、御説明させていただきます。都市整備課で報告させていただく入札案件は、2件ございます。1件目は、12月20日執行の一般競争入札案件です。工事件名土浦市駅東駐車場移動式粉末消火設備交換工事でございます。位置図に記載のとおり、駅東駐車場に設置済みの粉末消火設備の容器は、設置後30年で点検を行うことが義務付けられておりますが、当該容器は点検ができないため、本体の交換が必要となり、交換対象の68本の加圧ガス容器の交換工事を実施するものです。つぎに、12月20日執行の一般競争入札案件で、委託件名真鍋児童公園外公園台帳整備業務委託でございます。本市の管理する公園について、今後の公園の維持管理の資料とすることを目的として公園の

現況平面図，施設図，植栽図等を整理の上，公園台帳を作成するもので，今年度は，位置図に記載の真鍋児童公園，神立第3児童公園の2か所の公園台帳を整備するものでございます。都市整備課からの説明は，以上でございます。

○**浅岡道路管理課長** 道路管理課でございます。道路課の入札案件につきましては，2件でございます。それぞれの工事概要を御説明いたします。市道I級6号線舗装打換工事でございます。場所としましては国道6号バイパスの西側の板谷一丁目地内で工事概要としましては，工事延長150メートル幅員4.8メートル，舗装面積520平方メートルの舗装打換を行うものでございます。つづきまして，土浦市小松一丁目地内地籍図修正測量業務委託でございます。委託場所としては，小松一丁目地内で備前川の南側でございます。委託概要としましては，平成19年に国土調査を実施した地区で，調査後誤りが判明したことから，境界確認・境界測量3,470平方メートルを行い，地籍図の修正を実施するものでございます。道路管理課は，以上でございます。

○**大貫住宅営繕課長** 市営神立住宅1号棟屋上防水及び外壁改修工事について御報告いたします。7ページをお願いいたします。こちらは公営住宅等長寿命化計画に基づき実施しているもので，屋上面の防水層等の全面改修工事及び，外壁改修工事として，外壁面の補修及び塗装を行う工事となります。昨年度の2号棟に続き，年次計画で実施しているもので，来年3月までの工期で進めてまいります。12月20日に一般競争入札を予定しております。説明は，以上となります。

○**滝田下水道課長** 下水道課では3件の入札案件でございます。令和3年度重要な幹線等管渠調査等業務委託（1工区）でございます。委託内容につきましては，今年度当初に発注し完了しました点検箇所，再度調査が必要な箇所について調査を行うものでございます。概要につきましては，管渠調査1,638メートル。人孔調査88か所でございます。つづきまして，9ページをお願いします。令和3年度重要な幹線等管渠調査等業務委託（2工区）でございます。委託内容につきましては，先ほどの第4号と同様でございます。概要につきましては，管渠調査1,669メートル。人孔調査71か所でございます。つづきまして，紫ヶ丘ポンプ場2号ポンプ更新及び自動除塵機整備工事でございます。工事内容につきましては，土浦北工業団地内がございます紫ヶ丘ポンプ場のポンプを更新する工事となります。このポンプは，平成6年に設置いたしましたので。更新時期を迎えているものでございます。

概要につきましては、水中ポンプ1台で、これに伴う制御盤の改造とポンプ井連続ゲート1台、自動除塵機の分解整備でございます。下水道課は、以上でございます。

○和田水道課長 水道課でございます。乙戸地内配水管布設替工事でございます。工事内容につきましては、乙戸地内の青少年の家に隣接する市道に埋設された老朽管の更新工事でございます。右糸配水場からの幹線管路でございます。今回の工事につきましては、口径100ミリの枝線を含む350ミリの配水管路を222メートル区間、更新する工事でございます。つづきまして、大町地内配水管布設替工事でございます。工事内容につきましては、水道課、大町庁舎、東側の市道に埋設された老朽管の更新工事でございます。口径75ミリの配水管を166メートル区間更新する工事でございます。つづきまして、右糸地内送水管布設替工事の2工区でございます。現在、県の浄水場から右糸配水場への送水につきましては、旧右糸配水場へ送水しておりました既設管により受水しておりますが、送水管の老朽化に伴いまして、改めて主要地方道土浦竜ヶ崎線にルートを変更し、平成30年度より整備を進めております。今回の工事内容でございますが、口径400ミリの送水管を、167.0メートル区間、布設する工事でございます。水道課は、以上3件でございます。よろしく申し上げます。

○平石委員長 ただ今の件について、質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 次の工事発注状況報告については、各自、資料を御覧いただきますようお願いいたします。つづいて4期土浦ブランド認定品の募集について執行部より説明願います。

○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。サイドブックスの資料3の第4期土浦ブランド認定品の募集についてをお願いいたします。土浦ブランド認定品は、当市の様々な農林水産物や加工品などの中から、土浦ならではの逸品を土浦ブランドとして認定し、市内外の人々に広く情報発信することで、本市のブランド力を底上げすると共に、交流人口の増加やまちの賑わい創出を図るものでございます。これまでに、平成29年度に第1期土浦ブランド認定品18品及び平成30年度に第2期募集で8品と第3期募集で6品を認定し、現在このリストにございますように全32品の認定を行っております。現在の認定品は、最後に行われた第3期募集から3年が経過しておりますことから、今年度新たに第4期の募集を行うものでございます。募集期間といたしまして令和3年12月24日から令和4年1月28日まででござ

います。認定対象品といたしましては土浦市内で生産，製造又は加工等をされた農林水産物及びその加工食品であって，継続的に生産，販売され，本市内の店舗等で購入若しくは飲食が可能なものでございます。応募資格といたしましては認定対象品の生産，製造，加工又は販売の権利を有する個人，法人又は任意団体であって，原則として土浦市内に事務所等を設置していることとございます。つづきまして，一番下の第4期認定のスケジュールをお願いいたします。応募期間終了後，土浦ブランドアッププロジェクト推進協議会により書類審査を令和4年2月上旬に行い，現物審査を2月中旬頃に行う予定であります。この審査の結果，認定品と選考された商品の発表を3月中旬以降に行う予定でありますのでよろしくお願い申し上げます。説明は，以上でございます。

○平石委員長 その他，執行部からありますか。

○羽成商工観光課長 私からは，事業用不動産物件の情報連携等に関する協定締結について御報告申し上げます。現在，本市におきましては，企業誘致に関する相談窓口の一本化を図り，関係部署との横断的な連携のもと，新たな進出企業への支援を積極的に行っているところです。今般，市内への新たな民間投資が進む中，企業からの事業用物件の問い合わせも増えつつあり，企業の立地ニーズに応えられるよう的確かつ迅速な情報提供の仕組みづくりが急務となってきたところであります。そのようなことから，不動産関係団体との連携のもと，企業の立地ニーズと不動産業者の物件情報のマッチングを行い，立地希望企業へ物件の情報提供を行うことにより，企業立地の促進と市内不動産の有効活用を図るものです。この度の情報連携協定の概要ですが，市内に工場や事業所など事業用物件をお探しの立地希望企業に対し，市では，不動産関係団体へ情報提供の依頼を行い，不動産業者から提供を受けた物件情報を取りまとめ，立地希望企業へ情報を提供するというものです。協定の締結先につきましては，公益財団法人茨城県宅地建物取引業協会と公益財団法人全日本不動産協会茨城県支部の二つの不動産関係団体です。来週22日に協定締結式を行う予定となっております。2ページの図が情報連携の運用イメージとなりますので，後ほど御覧ください。なお，企業への情報提供後，交渉を希望する物件が見つかった場合には，企業側から不動産業者へ直接アプローチいただくこととなり，具体的な交渉や契約に至るまでの協議につきましましては，企業と不動産業者との間で行っていただくこととなるものです。今後は，この連携協定を通して企業誘致の取り組みの更なる充実を図ってまいります。説明は，以上でございます。

○大貫住宅営繕課長 市営住宅使用料における督促手数料の廃止について御報告いたします。資料のその他、市営住宅使用料における督促手数料の廃止についてをお願いいたします。督促手数料につきましては、総務部納税課が担当している市税徴収業務の督促手数料について、来年度、令和4年4月からの廃止を予定していることから、全庁的な取組として市営住宅使用料の督促手数料についても廃止する方向で進めております。市税徴収業務の廃止理由といたしましては、市民や金融機関等の負担軽減と共に、全国的に手数料廃止の流れが進んでおり、県内近隣市町村でも廃止やその検討が進んでいるためという2点となります。市営住宅使用料につきましては、資料2のとおり、年間1,000件、約10万円の督促手数料となっております。4の督促手数料や徴収事務の課題といたしまして、督促時に住宅管理システムでの担当職員による修正作業が必要となり、金融機関で支払いの際も、手数料加算についての確認が必要となるなど、市民、金融機関、市職員のそれぞれにおいて負担があげられます。督促手数料を廃止することで、これらの事務負担が軽減され、利便性や業務効率の向上等を期待することができます。運用開始の時期ですが、令和4年度からの運用を予定しております。7のその他といたしまして、市営住宅条例施行規則の改正が必要なため今後対応してまいります。説明は、以上となります。

○滝田下水道課長 下水道課でございます。資料の下水道事業等における督促手数料の廃止についてをお願いします。住宅営繕課と同様に下水道課も督促手数料の廃止を予定しております。対象となりますのは、下水道事業の受益者負担金、農業集落排水事業の分担金、農業集落排水の使用料の3事業となります。現状など内容につきましては、住宅営繕課で御説明したとおりです。省略させていただきます。なお、2ページに督促手数料に関連いたします条例及び規則を掲載してございますので、御確認のほど、よろしくお問い合わせいたします。以上でございます。

○黒須農林水産課長 皆様には先般、御案内申し上げたところではございますが、土浦市産の常陸秋そばを使ったそば焼酎「土浦小町」の販売状況につきまして、令和3年11月1日の販売開始以来、おかげをもちまして、大変御好評をいただいておりますことから、現時点の販売状況につきまして御報告申し上げます。土浦小町の販売状況でございますが、販売開始から約1か月が経過いたしました。そこで、製造依頼元の（一財）土浦市農業公社に確認したところ、製造された2,280本の焼酎は、先週の時点で製造元の明利酒類（株）の出荷は、ほぼ完了した状況とのことではございました。また、

小売店での売上状況でございますが、農業公社では、全ての小売店の把握はできておりませんが、確認できております小町の館、きらら館、カスミ、イオン土浦、佐藤酒店に聞き込みをしたところ、12月9日現在での販売本数は各店舗合計で1,096本とのことでした。まだ販売開始から1か月ではございますが、確認できた販売店だけでも、製造された本数の約半分近くが売れている状況でございます。土浦市農業公社では、今後も継続して製造販売し、この焼酎を本市の新たな名産品とし、土浦ブランドとして育てていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。報告は、以上でございます。

○平石委員長 ただ今の件について、質問等ありますか。

○内田委員 この焼酎、俺大好きでさ、24本買った。水戸の明利酒類からは完売になったわけだけども、追加の製造は計画されているのか。そば粉は一杯あるんだろう。

○黒須農林水産課長 具体的な計画はございませんが、今後も継続していく方向でございます。

○佐藤産業経済部長 明利酒類のほうでも継続していきたいという話ですが、仕込む時期が決まっている関係で、来年度になります。土浦ブランドにも新規に登録する打診をしている状況でございます。

○内田委員 お米は収穫の時期があって、この時期に初しぼりとかがあるだろうけれど、焼酎は蒸留酒だから時期には縛られないんじゃないの。

○佐藤産業経済部長 季節という时期的なスケジュールというより、明利酒類のほうの工場の製造のスケジュールでございます。

○内田委員 工場の事情か。分かりました。

○平石委員長 そのほか、質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 それでは、これで産業建設委員会を閉会します。